

スマート農業団地モデル整備支援事業費補助金交付要領

制定 令和 7（2025）年 4 月 1 日 生振第 18 号

（趣旨）

第 1 条 県の交付するスマート農業団地モデル整備支援事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和 36（1961）年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

（交付の目的等）

第 2 条 スマート農業団地モデル整備支援事業費補助金の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率又は交付の相手は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率	交付の相手方
スマート農業団地モデル整備支援事業費補助金	スマート農業技術を活用して、新規就農者の確保や生産性向上を目指すスマート農業団地の創出を推進する。	市町村、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社又は全国農業協同組合連合会栃木県本部が、スマート農業団地モデル整備支援事業実施要領（令和 7（2025）年 4 月 1 日付け生振 号。以下「実施要領」という。）に基づき行うスマート農業団地モデル整備支援事業に要する経費、若しくは農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社又は全国農業協同組合連合会栃木県本部が、実施要領に基づき行うスマート農業団地モデル整備支援事業につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	当該事業に要する経費の 10 分の 4 以内。市町村が補助する場合にあっては、市町村が交付する補助金の 10 分の 10 以内。ただし、当該事業に要する経費の 10 分の 4 を限度とする。	市町村、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部

（交付の申請）

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第 4 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
スマート農業団地モデル整備事業費補助金	スマート農業団地モデル整備事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第 1	1	1 事業計画書 2 収支予算書	1 様式 1 2 様式 2	1 1	農業振興事務所長（ただし、欄外※に掲げる者が実施する事業（以下「直接申請事業」という。）にあっては知事）が別に定める日

※事業実施地区が複数農業振興事務所の範囲に及ぶ事業実施主体

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあつては知事）の承認を受けること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあつては知事）の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあつては知事）に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 1 事業実施主体の変更
- 2 事業実施地区の変更
- 3 事業の廃止
- 4 事業費の30パーセントを超える増又は県補助金の増
- 5 事業費又は県補助金の30パーセントを超える減

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあつては知事）の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（様式3）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して1部を農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあつては知事）に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
スマート農業団地モデル整備支援事業費補助金	スマート農業団地モデル整備支援事業状況報告書	規則の別記様式第2	1	状況報告書	様式4	1	農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあつては知事）が別に定める日

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
スマート農業団地モデル整備支援事業費補助金	スマート農業団地モデル整備支援事業実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 事業実績書 2 収支精算書	1 様式1 2 様式2	1 1	農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあつては知事）が別に定める日

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の各表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
スマート農業団地モデル整備支援事業費補助金	スマート農業団地モデル整備支援事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	1 交付決定通知書の写し 2 額の確定通知書の写し	1 1	農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあつては知事）が別に定める日

(帳簿の備付等)

第10条 規則第23条に定める帳簿及び証拠書類の保管の期間は補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第11条 この要領の他、この事業の実施につき必要な事項については、別に知事が定めるものとする。

附 則（令和7（2025）年4月1日付け生振第18号）

- 1 この要領は、令和7（2025）年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和10（2028）年3月31日をもって、その効力を失う。